

閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和元年第1回定例市議会提出議案

(予 算 書 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
8	平成30年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1
9	平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	3
(議 案)		
7	藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	5
8	藤井寺市森林環境譲与税基金条例の制定について	8
9	市税条例の一部改正について	10
10	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	18
11	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	20
12	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	23
13	藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	25
14	藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	27
(諮 問)		
1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	29

このほかの提出議案

報告番号 10 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について

11 公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について

議案番号 15 令和元年度藤井寺市一般会計補正予算（第3号）について

16 令和元年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第2号）

について

17 令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

報告第8号

平成30年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成30年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

平成30年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	地方債	
2. 総務費	1. 総務管理費	財務会計システム改修業務	1,296,000	1,296,000	0	0	0	1,296,000
2. 総務費	1. 総務管理費	起債管理システム改修業務	189,000	189,000	0	0	0	189,000
2. 総務費	2. 徴税費	地方税共通納税システム対応に伴うシステム改修業務	1,512,000	1,512,000	0	0	0	1,512,000
7. 土木費	4. 都市計画費	区画整理事業負担金	31,213,000	31,213,000	0	0	23,600,000	7,613,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立小学校空調PFI事業 (維持管理業務委託、空調設備購入費)	575,269,000	575,269,000	0	96,088,000	467,600,000	11,581,000
9. 教育費	3. 中学校費	市立中学校空調PFI事業 (維持管理業務委託、空調設備購入費)	279,223,000	279,223,000	0	45,070,000	228,700,000	5,453,000
9. 教育費	4. 幼稚園費	市立藤井寺南幼稚園空調設備購入費	5,318,000	5,318,000	0	1,697,000	3,500,000	121,000
9. 教育費	6. 保健体育費	市立大和川河川敷西運動広場改修業務	1,905,000	664,000	0	0	0	664,000
9. 教育費	6. 保健体育費	市立大井テニスコートフェンス改修業務	10,103,000	10,103,000	0	0	0	10,103,000
9. 教育費	6. 保健体育費	市立市民水泳プールろ過装置操作弁取替業務	1,537,000	1,537,000	0	0	0	1,537,000
合計			907,565,000	906,324,000	0	142,855,000	723,400,000	40,069,000

報告第9号

平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書の報告に
ついて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項
の規定により、平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書を次の
とおり報告する。

令和元年6月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳	翌年度繰越額に係る重要な購入額
				予算計上額	前年度繰越額	計			
資本的支出	建設改良費	水道施設整備事業	1,581,867,000	円	円	円	円	円	円
				176,750,000	5,752,212	182,502,212	6,498,284	6,498,284	6,498,284
資本的支出	建設改良費	第七次配水管整備事業	1,684,303,000	円	0	46,358,000	15,652,926	15,652,926	0
				46,358,000	0	46,358,000	30,705,074	15,652,926	15,652,926

議案第7号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率、償還方法等について改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤井寺市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）

附則

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第12条第1項中「掲げる災害」を「規定する災害」に改める。

第13条第1項中「貸付け限度額」を「貸付限度額」に改める。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「半年賦償還」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第2項ただし書中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 8 号

藤井寺市森林環境譲与税基金条例の制定について
藤井寺市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和元年 6 月 1 8 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）の制定により、森林環境譲与税が創設されたことから、その財源を適切に管理し有効に活用するため、基金を設置するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林の整備及びその促進に関する施策の資金に充てるため、藤井寺市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な資金に充てるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

市税条例の一部改正について

市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和元年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の公布に伴い、単身児童扶養者の扶養親族申告書及び非課税措置の対象への追加、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の規定等その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例の一部を改正する条例

第1条 市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第27条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第28条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第28条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第28条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第29条第1項中「、若しくは」を「若しくは」に、「によって」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第7条の4に次の3項を加える。

- 2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第7条の6の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第7条の4を附則第7条の4の3とし、附則第7条の3の次に次の2条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第7条の4 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第7条の8第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80

条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第7条の4の2 当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、大阪府が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第7条の8に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第8条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の

規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア)イ)	3,900円	2,000円
第2号ア)ロ a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア)ロ b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア)イ)	3,900円	3,000円
第2号ア)ロ a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア)ロ b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第8条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第8条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第86条及び第87条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 市税条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第8条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第8条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例第27条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第28条の2、第28条の3及び第29条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (2) 第2条中市税条例第14条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第27条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 2年新条例第28条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき市税条例第28条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第28条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 2年新条例第28条の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の

個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条本文に掲げる規定による改正後の市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第10号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

厳しい財政状況に鑑み、特別職の職員が率先して財政の健全化に寄与することが重要であるとの考えにより、令和元年8月1日から令和5年4月30日までの間、市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の給料月額を20%減額する改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「合計額は」を「合計額に」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例措置）

- 8 令和元年8月1日から令和5年4月30日までの間における給料月額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	給料月額
市長	752,000円
副市長	656,000円
教育長	584,000円
水道事業管理者	584,000円

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

議案第11号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和元年6月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保に関する規定や自園調理の原則の適用に関する規定が見直されたこと等に伴い本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「附則第3項において同じ。」を削る。

第38条第2号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」を「子ども・子育て支援法」に改める。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「大阪府知事又はその他都道府県知事」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年6月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

赤松 純子

提案理由

委員のうち1人が欠員となっているため、後任として選任するものである。

住所

[Redacted]

赤 松 純 子

[Redacted]

生

略 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

議案第14号

藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年6月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

山 本 忠 司

伊 藤 政 一

吉 田 耕 一 郎

提案理由

委員が1名欠員となっていること並びに現農業委員会委員田中光春氏及び中路新平氏が、令和元年7月19日を以って辞任するため、任命するものである。

住所

[Redacted]

山 本 忠 司

[Redacted]

生

略 歴

平成24年 5月 藤井寺市農業委員会委員

住所

[Redacted]

伊 藤 政 一

[Redacted]

生

住所

[Redacted]

吉 田 耕 一 郎

[Redacted]

生

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和元年6月18日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

辻 美穂子

東野 恵子

提案理由

令和元年12月31日任期満了によるものである。

住所

[Redacted]

辻 美穂 子
[Redacted] 生

略 歴

[Redacted]

同 22年10月 人権擁護委員

[Redacted]

同 25年10月 人権擁護委員

同 29年 1月 人権擁護委員（現在に至る）

住所

東野 恵子
生

略 歴

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- 同 19年12月 藤井寺市民生児童委員（現在に至る）
- 同 22年10月 人権擁護委員
- [Redacted]
- 同 25年10月 人権擁護委員
- 同 29年 1月 人権擁護委員（現在に至る）

